

上山市議会会議録

第 5 2 0 回定例会

予算特別委員会

(令和 4 年 3 月 2 日)

令和4年3月2日（水曜日）

本日の会議に付した事件

議第 3号 令和3年度上山市一般会計補正予算（第12号）

議第 4号 令和3年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第 5号 令和3年度上山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議第 6号 令和3年度上山市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第 7号 令和3年度上山市産業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）

出席委員氏名

出席委員（14人）

長	澤	長右衛門	委員	石	山	正	明	委員
佐	藤	光 義	委員	守	岡		等	委員
棚	井	裕 一	委員	谷	江	正	照	委員
尾	形	み ち 子	委員	川	口		豊	委員
中	川	と み 子	委員	神	保	光	一	委員
枝	松	直 樹	委員	川	崎	朋	巳	委員
高	橋	義 明	委員	大	沢	芳	朋	委員

欠席委員（1人）

高 橋 要 市 委員

説明のため出席した者

横	戸	長 兵 衛	市 長	山	本	幸 靖	副 市 長
尾	形	俊 幸	庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局 長	富	士	英 樹	市政戦略課長
鈴	木	英 夫	財政課長	前	田	豊 孝	税務課長
佐	藤		毅 市民生活課長	鈴	木	直 美	健康推進課長
鏡		裕 一	福祉課長	齋	藤	智 子	子ども子育て課長

木村昌光	商工課長	安田紀之	観光・ブランド推進課長
漆山徹	農林夢づくり課長 (併)農業委員会事務局長	須貝信亮	建設課長
横戸利平	上下水道課長	武田浩	会計管理者 (兼)会計課長
黒田彰久	消防長	横戸隆	教育委員会 教 育 会 長
土屋光博	教育委員会 教 育 委 員 会 長	塚原洋樹	教育委員会 教 育 委 員 会 長
大澤泰雄	教育委員会 教 育 委 員 会 長	高橋秀典	教育委員会 教 育 委 員 会 長
大和啓	監査委員	舟越信弘	監査委員 監 査 委 員 長

事務局職員出席者

金沢直之	事務局長	鈴木淳一	副主幹
渡邊高範	主査	齋藤理恵	主任

午後 1時10分 開 会

開 議

○中川とみ子委員長 出席委員は定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

今期定例会において当予算特別委員会に付託されました案件は、令和3年度の補正予算5件及び令和4年度予算9件であります。

初めに、審査の日程についてお諮りいたします。

本日は、令和3年度の補正予算5件を審査し、3月7日から9日の3日間で、令和4年度の各

会計予算9件を審査いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りいたしましたとおり、本日は、令和3年度の補正予算を審査し、7日から9日の3日間は、令和4年度予算の審査を行うことに決しました。

なお、審査は、各委員のお手元に配付しております審査予定表のとおり進めることにしたいと思いますので、御了承の上、御協力をお願いいたします。

次に、審査の順序であります。議案番号の順に進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りいたしましたとおり審査することに決しました。

これより直ちに審査に入ります。

~~~~~  
**議第 3 号 令和 3 年度上山市一般会計補正予算（第 1 2 号）**

○中川とみ子委員長 議第 3 号令和 3 年度上山市一般会計補正予算（第 1 2 号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

〔鈴木英夫財政課長 登壇〕

○鈴木英夫財政課長 命によりまして、議第 3 号令和 3 年度上山市一般会計補正予算（第 1 2 号）について御説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページをお開き願います。

令和 3 年度上山市の一般会計補正予算（第 1 2 号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 1, 6 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8 1 億 9, 1 0 0 万円とするものであります。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものであります。

繰越明許費の補正、第 2 条、繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」によるものであります。

債務負担行為の補正、第 3 条、債務負担行為

の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」によるものであります。

地方債の補正、第 4 条、地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」によるものであります。

それでは、第 1 表歳入歳出予算補正について御説明申し上げますので、2 ページ、3 ページをお開き願います。

最初に歳入から申し上げます。

1 款市税は 2 億 1, 2 0 0 万円を増額し、補正後の額を 3 4 億 1, 9 5 0 万円とするものでありますが、1 項市民税で 1 0 0 万円の減、2 項固定資産税で 1 億 9, 0 0 0 万円の増、3 項軽自動車税で 1 0 0 万円の増、4 項市たばこ税で 9 0 0 万円の増、5 項入湯税で 5 0 0 万円の減、6 項都市計画税で 1, 8 0 0 万円の増によるものであります。

2 款地方譲与税は 8 6 8 万 2, 0 0 0 円を増額し、補正後の額を 1 億 2, 4 6 4 万 5, 0 0 0 円とするものでありますが、2 項自動車重量譲与税で 8 0 0 万円、3 項森林環境譲与税で 6 8 万 2, 0 0 0 円の増によるものであります。

6 款法人事業税交付金は 1, 3 0 0 万円を増額し、補正後の額を 3, 3 0 0 万円とするものであります。

7 款地方消費税交付金は 8, 0 0 0 万円を増額し、補正後の額を 7 億円とするものであります。

1 0 款地方特例交付金は 2 億 3 9 9 万円を減額し、補正後の額を 1 億 5, 0 2 9 万 1, 0 0 0 円とするものでありますが、1 項地方特例交付金で 4 0 1 万円の増、2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金で 2 億 8 0 0 万円の減によるものであります。

1 1 款地方交付税は 5 億 7, 4 6 1 万円を増額し、補正後の額を 4 4 億 4 6 1 万円とするも

のであります。

15款国庫支出金は1億2,018万3,000円を減額し、補正後の額を26億9,863万5,000円とするものでありますが、1項国庫負担金で530万5,000円の増、次のページを御覧ください。

2項国庫補助金で1億2,548万8,000円の減によるものであります。

16款県支出金は9,540万4,000円を減額し、補正後の額を10億2,972万3,000円とするものでありますが、1項県負担金で953万3,000円、2項県補助金で8,587万1,000円の減によるものであります。

18款寄附金は10万円を増額し、補正後の額を19億5,110万円とするものであります。

19款繰入金は2,064万5,000円を減額し、補正後の額を10億381万3,000円とするものであります。

21款諸収入は27万円を減額し、補正後の額を15億1,549万3,000円とするものでありますが、5項雑入の件によるものであります。

22款市債は2億3,190万円を減額し、補正後の額を5億3,320万円とするものであります。

以上の結果、歳入合計では2億1,600万円を増額し、補正後の額を181億9,100万円とするものであります。

次に、歳出について申し上げますので、4ページ、5ページをお開き願います。

2款総務費は5億1,751万8,000円を増額し、補正後の額を32億3,169万8,000円とするものでありますが、1項総務管理

費で5億1,089万7,000円、3項戸籍住民基本台帳費で662万1,000円の増によるものであります。

3款民生費は1,551万8,000円を増額し、補正後の額を54億5,185万円とするものでありますが、1項社会福祉費で2,630万2,000円の減、2項児童福祉費で2,324万8,000円、3項生活保護費で1,857万2,000円の増によるものであります。

4款衛生費は1億7,052万1,000円を減額し、補正後の額を13億5,141万9,000円とするものでありますが、1項保健衛生費で1億5,000万円、2項清掃費で2,052万1,000円の減によるものであります。

6款農林水産業費は1億2,328万2,000円を減額し、補正後の額を5億8,281万8,000円とするものでありますが、1項農業費で1億2,396万4,000円の減、2項林業費で68万2,000円の増によるものであります。

7款商工費は148万1,000円を増額し、補正後の額を18億8,960万2,000円とするものであります。

8款土木費は730万円を減額し、補正後の額を12億1,517万3,000円とするものでありますが、2項道路橋梁費で250万円、4項都市計画費で200万円、5項住宅費で280万円の減によるものであります。

10款教育費は1,713万8,000円を減額し、補正後の額を15億5,263万6,000円とするものでありますが、1項教育総務費で10万円の増、2項小学校費で200万円、次のページを御覧ください。

5項社会教育費で197万円、6項保健体育費で1,326万8,000円の減によるもので

あります。

12款公債費は27万6,000円を減額し、補正後の額を21億3,172万4,000円とするものであります。

以上の結果、歳出合計では2億1,600万円を増額し、補正後の額を181億9,100万円とするものであります。

次に、事項別明細書を御説明申し上げます。最初に歳出から御説明申し上げますので、20ページ、21ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費は5億1,000万円の増であります。財産管理費では旧めんごりあの改修工事について、地方債の借入れを行わず一般財源を充当する財源更正を行うものであり、基金積立金では公共施設の計画的な改修及び解体に備えるため、公共施設等保全整備基金に3億1,000万円、財政運営の安定化のため減債基金に2億円を積み立てるものであります。

9目交通安全対策費は89万7,000円の増であります。交通安全対策費で道路照明灯の電気料金について、燃料費調整額等の増により不足が見込まれることから、増額するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費は662万1,000円の増であります。戸籍住民基本台帳事務費で、令和3年度に実施予定であった戸籍システム符号取得関連作業について、国から示された作業日程が令和4年度に確定したため、所要額を減額する一方で、マイナンバーカード所有者の転出転入手続のワンストップ化を実現するための住民記録システムの改修委託料を増額するとともに、国からの補助金を活用し、マイナンバーカードの制度運用を委任している地方公共団体情報システム機構への交付金を増額

するものであります。

3款民生費1項社会福祉費2目障がい者福祉費は819万1,000円の増であります。地域生活支援事業費では、障がい者自立支援給付審査支払等システム改修事業費の額の確定に伴い、国庫支出金の精算返還金を措置し、障がい福祉サービス給付費では、障がい福祉サービス給付事業費の額の確定等に伴い、国庫及び県負担金の精算返還金を措置するものであります。

3目高齢者福祉費は3,449万3,000円の減であります。介護保険利用者負担軽減事業費では、社会福祉法人が実施する低所得者向けの利用者負担軽減措置事業に対する補助金について決算見込みにより増額し、介護保険特別会計繰出金では介護給付費給付費などの決算見込みにより減額するものであります。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費は130万円の増であります。新型コロナウイルス感染症対策費（子育て世帯支援）で、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金給付事業において、ひとり親世帯が増加したことに伴い、増額するものであります。

2目児童措置費は2,194万8,000円の増であります。保育所等管理運営費では、保育士、放課後児童支援員等の処遇改善のため令和4年2月から9月まで3%程度の賃金改善を行う民間保育園等に対し、補助金を措置するものであります。なお、市立保育園については会計年度任用職員分の賃金改善に充てる国庫補助金が措置されるため、一般財源を減額する財源更正を行うものであり、放課後児童対策事業費では、放課後児童クラブの支援員等の処遇改善のため、同様の補助金を措置するものであります。

障がい児施設給付・医療費では、障がい児の

障がい福祉サービス利用の増加に伴い扶助費等を増額するとともに、過年度分の国庫及び県負担金の精算返還金を措置するものであります。

次のページ、22、23ページをお開き願います。

新型コロナウイルス感染症対策費（子育て世帯支援）では、2月の臨時会で増額措置をした子育て世帯への本市独自の特別給付金について、一般財源を減額し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する財源更正を行うものであります。なお、この交付金の名称については、以下臨時交付金と呼ぶことにいたします。

3目児童福祉施設費は補正額はありませんが、保育園整備事業費で、みなみ・しらさぎ保育園の空調設備設置工事について、一般財源を減額し臨時交付金を充当する財源更正を行うものであります。

3項生活保護費1目生活保護総務費は20万6,000円の増であります。生活困窮者自立支援費で社会福祉協議会に対し、県の補助金を活用して新型コロナウイルス感染症対策に必要なアルコール消毒液等の購入補助費用を措置するものであります。

2目扶助費は1,836万6,000円の増であります。生活保護援護事業費で生活保護費国庫負担金等の額の確定に伴い、国庫及び県負担金の精算返還金を措置するものであります。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費は1億5,000万円の減であります。予防事業費で新型コロナウイルスワクチンの1回目、2回目の接種において、集団接種期間が当初見込みより短期間で終了したことから、医療従事者への報償費、接種運営委託料などを減額するものであります。

3目保健衛生施設費は、補正額はありませんが、保健センター管理費で保健センターのトイレ改修工事について、一般財源を減額し臨時交付金を充当する財源更正を行うものであります。

2項清掃費1目清掃総務費は2,052万10,000円の減であります。清掃総務費で山形広域環境事務組合の決算見込みにより、負担金を減額するものであります。

6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費は1億421万5,000円の減であります。農業総務費で9月定例会で措置をした凍霜害被害農家に対して、被害面積に応じて支援する気象災害等対策生産資材緊急支援事業費補助金を実績に応じて減額するものであります。

3目農業振興費は1,100万円の減であります。水田農業推進事業費では園芸作物産地化推進支援事業費補助金の該当案件がなかったために減額するとともに、12月定例会で措置をした米価下落で収入が減少した稲作農家に対し、10アール当たり2,000円を支援する稲作経営緊急支援事業費補助金について、一般財源を減額し、臨時交付金を充当する財源更正を行うものであります。

強い農業・担い手づくり総合支援事業費では、農業用機械等の取得を支援する補助金について要望案件が不採択となったことから減額するものであります。

5目農地費は874万9,000円の減であります。農地整備事業費では事業費の確定等により地方債の借入を減額する財源更正を行い、多面的機能支払事業費では全国的な組織数の増加により、資源向上支払（長寿命化）交付金が減額調整されたため、多面的機能支払交付金事業費補助金を減額するものであります。

次のページ、24、25ページをお開き願

ます。

2 項林業費 2 目林業振興費は 6 8 万 2, 0 0 0 円の増であります。森林経営管理事業費で、森林環境譲与税の増額に伴い、森林環境譲与税基金積立金を増額するものであります。

7 款 1 項商工費 2 目商工業振興費は 4, 2 9 5 万 6, 0 0 0 円の減であります。新型コロナウイルス感染症対策費（新生活様式対応）で、キャッシュレス決済ポイント還元事業については、事業費の額の確定に伴い委託料を減額し、新型コロナウイルス感染症対策設備投資促進補助金については、決算見込みにより減額するとともに、臨時交付金の充当額も併せて減額するものであります。

3 目企業立地費は 5, 3 4 3 万 7, 0 0 0 円の増であります。企業誘致事業費ではかみのやま温泉インター産業団地 3 街区の地中の転石について、立地企業の操業実現のため必要な追加工事に要した経費について補償するものであります。

産業団地整備事業特別会計繰出金では、産業団地 2 街区の立地企業への土地の売却収入から、市債の繰上償還分を差し引いた残額分について、繰出金を減額するものであります。

4 目観光物産費は 9 0 0 万円の減であります。新型コロナウイルス感染症対策費（新生活様式対応）で、5 月の臨時会で措置をした県の認証を受けた飲食業や宿泊業を営む事業者を支援する安全対策強化経済活動支援金の決算見込みにより減額するとともに、臨時交付金の充当額も併せて減額するものであります。

5 目観光施設費は補正額はありませんが、蔵王高原観光施設管理費で、蔵王坊平の車庫等解体工事について、地方債の借入れを行わず一般財源を充当する財源更正を行うものであります。

8 款土木費 2 項道路橋梁費 3 目道路新設改良費は 2 5 0 万円の減であります。市単独道路整備事業費では、事業費の確定等により地方債の借入れを減額する財源更正を行い、県道路整備事業負担金では、県の道路整備事業費の確定により負担金を減額するものであります。

4 目社会資本整備総合交付金事業費は、補正額はありませんが、道路事業費で事業費の確定等により、地方債の借入れを増額する財源更正を行うものであります。

4 項都市計画費 1 目都市計画総務費は 2 0 0 万円の減であります。都市計画事業費で景観形成支援事業ファサード改修補助金の決算見込みにより減額するものであります。

2 目公園費は補正額はありませんが、公園施設長寿命化事業費で、事業費の確定等により地方債の借入れを減額する財源更正を行うものであります。

次のページ 2 6、2 7 ページをお開き願います。

5 項住宅費 2 目住宅支援費は 2 8 0 万円の減であります。空家等対策事業費で危険空家解体事業補助金の決算見込みにより減額するものであります。

9 款 1 項消防費 3 目消防施設費は補正額はありませんが、市単独消防施設整備事業費で、事業費の確定等により地方債の借入れを減額する財源更正を行うものであります。

1 0 款教育費 1 項教育総務費 1 目教育委員会費は 1 0 万円の増であります。委員会運営費で上山市医師会から育英事業に対する指定寄附を頂いたことから、奨学金貸付基金への繰出金を措置するものであります。

2 項小学校費 2 目教育振興費は 2 0 0 万円の減であります。教育機器整備事業費では小学



校用電子黒板の購入費の確定に伴い、一般財源を減額し臨時交付金を充当する財源更正を行い、スクールバス運行事業費では、スクールバスの購入費の確定に伴い減額するものであります。

3項中学校費、1目学校管理費は補正額はありませんが、中学校整備事業費で事業費の確定等により地方債の借入を増額する財源更正を行うものであります。

2目教育振興費は補正額はありませんが、教育機器整備事業費で、中学校用電子黒板の購入費の確定に伴い、一般財源を減額し、臨時交付金を充当する財源更正を行うものであります。

5項社会教育費3目青少年助成費は197万円の減であります。海の子山の子交歓会事業費で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止とした事業費を減額するものであります。

次のページ、28、29ページをお開き願います。

6項保健体育費2目体育振興費は1,326万8,000円の減であります。東京オリンピック・パラリンピックホストタウン推進事業費で、東京2020事前キャンプ受入実行委員会負担金の額の確定により減額するものであります。

3目体育施設費は補正額はありませんが、体育施設等整備事業費で、体育文化センターのエレベーター更新工事について、地方債の借入を行わず、一般財源を充当する財源更正を行うものであります。

12款1項公債費1目元金は372万4,000円の増であります。県営土地改良事業の一部繰越しに伴い、県から負担金が返還されるため、財源とした市債を繰上償還するものであります。

2目利子は400万円の減であります。繰

上償還による決算見込みにより、市債利子を減額するものであります。

以上で歳出の説明を終わりました。歳入の説明を申し上げます。

前に戻しまして、12ページ、13ページをお開きください。

最初に、1款市税1項市民税1目個人は900万円の増であります。給与所得が当初見込みを上回ったことなどによるものであります。2目法人は1,000万円の減であります。法人税割額税率の引下げ及びコロナ禍における業績への影響などによるものであります。

2項1目固定資産税は1億9,000万円の増であります。新型コロナウイルス緊急経済対策における特例減収額が当初見込みより減額したことなどによるものであります。

3項軽自動車税1目環境性能割は72万円、2目種別割は28万円の増であります。決算見込みにより増額するものであります。

4項1目市たばこ税は900万円の増であります。決算見込みにより増額するものであります。

5項1目入湯税は500万円の減であります。コロナ禍での入湯客数の減少によるものであります。

6項1目都市計画税は1,800万円の増であります。新型コロナウイルス緊急経済対策における特例減収額が当初見込みより減額したことによるものであります。

次に、2款地方譲与税2項1目自動車重量譲与税は800万円の増、3項1目森林環境譲与税は68万2,000円の増であります。決算見込みにより増額するものであります。

次のページ14、15ページをお開き願います。14、15ページです。

6 款法人事業税交付金 1 項 1 目法人事業税交付金は 1, 3 0 0 万円の増でありますが、決算見込みにより増額するものであります。

7 款地方消費税交付金 1 項 1 目地方消費税交付金は 8, 0 0 0 万円の増でありますが、決算見込みにより増額するものであります。

1 0 款地方特例交付金 1 項 1 目地方特例交付金は 4 0 1 万円の増でありますが、交付額の確定により増額するものであります。

2 項 1 目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金は 2 億 8 0 0 万円の減でありますが、固定資産税及び都市計画税において特例減収額が当初見込みより減額したことに伴うものであります。

1 1 款地方交付税 1 項 1 目地方交付税は 5 億 7, 4 6 1 万円の増であります。なお、うち 2 億 5, 2 8 7 万 8, 0 0 0 円が令和 3 年度の国税収入の増額補正に伴い追加交付となったものであります。

1 5 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金は 5 3 0 万 5, 0 0 0 円の増であります。介護保険特別会計繰出金の財源となる低所得者保険料軽減分の国負担金である低所得者保険料軽減負担金及び障がい児施設給付・医療費の国負担金である障がい児施設給付費等負担金を増額するものであります。

2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金は 1, 0 4 8 万 3, 0 0 0 円の増であります。住民記録システム改修に対する社会保障・税番号制度システム整備費補助金、マイナンバーカードの制度運営に対する個人番号カード交付事業費補助金を増額するとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付分を増額するものであります。

2 目民生費国庫補助金は 1, 5 8 1 万 9, 0 0 0 円の増であります。ひとり親世帯への生活支援特別給付金に対する新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を増額するとともに、次のページ 1 6、1 7 ページをお開き願います。

保育士等の処遇改善に対する保育士等処遇改善臨時特例事業補助金を計上するものであります。

3 目衛生費国庫補助金は 1 億 5, 0 0 0 万円の減であります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を減額するものであります。

5 目土木費国庫補助金は 1 4 0 万円の減であります。危険空家解体事業補助金に対する空家対策総合支援事業補助金を減額するものであります。

6 目教育費国庫補助金は 3 9 万円の減であります。スクールバスの購入費に対するへき地児童生徒援助費等補助金を減額するものであります。

1 6 款県支出金 1 項県負担金 2 目民生費県負担金は 2 6 5 万 2, 0 0 0 円の増であります。介護保険特別会計繰出金の財源となる低所得者保険料軽減分の県負担金である低所得者保険料軽減負担金及び障がい児施設給付・医療費の県負担金である障がい児施設給付費等負担金を増額するものであります。

4 目教育費県負担金は 1, 2 1 8 万 5, 0 0 0 円の減であります。東京 2 0 2 0 事前キャンプ受入れに対するホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金を減額するものであります。

2 項県補助金 1 目総務費県補助金は 3 0 万円の減であります。園芸作物産地化推進支援事

業費補助金に対する市町村総合交付金を減額するものであります。

2目民生費県補助金は46万9,000円の増であります。介護保険利用者負担軽減事業に対する介護保険事業費補助金を増額するとともに、社会福祉協議会の消毒液等の購入費補助に対する保護施設等衛生管理体制確保支援事業費補助金を計上するものであります。

4目農林水産業費県補助金は8,604万円の減であります。強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金、多面的機能支払交付金、気象災害等対策生産資材緊急支援事業費補助金で、いずれも事業費の確定等により減額するものであります。

18款寄附金1項1目寄附金は10万円の増であります。指定寄附金の10万円は上山市医師会より頂いたものであります。

19款繰入金1項1目基金繰入金は2,064万5,000円の減であります。財政調整基金取りくずしを減額するものであります。

次のページ18、19ページをお開き願います。

21款諸収入5項3目雑入は27万円の減であります。海の子山の子交歓会参加料を減額するものであります。

22款市債1項市債1目総務債は1,420万円の減であります。旧めんごりあの改修工事において、地方債の借入れを行わないことによるものであります。

2目農林水産業債は60万円の減であります。県営土地改良事業負担金において、権現堂地区農村地域防災減災事業の額の確定等に伴い減額するものであります。

3目商工債は1,170万円の減であります。蔵王坊平の車庫等の解体工事において、地

方債の借入れを行わないことによるものであります。

4目土木債は5,630万円の減であります。市単独道路整備事業、県道路整備事業負担金、社会資本整備総合交付金事業、公共施設等適正管理推進事業において、地方債の借入れを行わないことなどにより減額するものであります。

5目消防債は320万円の減であります。市単独消防施設・設備整備事業において、事業計画の変更等により減額するものであります。

6目教育債は1,590万円の減であります。北中学校のプールろ過器等改修工事で増額する一方で、体育文化センターのエレベーター更新工事について、地方債の借入れを行わないことなどにより減額するものであります。

8目臨時財政対策債は1億3,000万円の減であります。普通交付税の追加交付分のうち1億3,015万7,000円については臨時財政対策債の償還費とされていることから、相当額を減額するものであります。

次に、第2表繰越明許費補正について御説明申し上げますので、前に戻りまして6ページをお開き願います。

このたびの補正は追加8件であります。

2款総務費1項総務管理費で、総務一般管理費の255万円は永野地区公民館敷地の登記未処理の土地取得に係る法律事務の委託について、年度内判決が見込めないことから繰り越すものであります。

3項戸籍住民基本台帳費で、戸籍住民基本台帳事務費の358万円は国補正による住民基本台帳システム改修が令和4年度に及ぶため、繰り越すものであります。

3款民生費2項児童福祉費で、新型コロナウ

ウイルス感染症対策費（子育て世帯支援）の１００万円は、子育て世帯に対する生活支援特別給付金給付事業の実施期間が令和４年度に及ぶため、繰り越すものであります。

保育所等管理運営費の７２５万６，０００円、放課後児童対策事業費の２１７万８，０００円は、保育士等処遇改善臨時特例事業の実施期間が令和４年度に及ぶため繰り越すものであります。

８款土木費２項道路橋梁費で、道路事業費の１，７００万円は、市道狸森線ののり面対策工事において、工事に支障となるＮＴＴ柱移転協議及び移転期間に時間を要し、工事着手に遅れが生じたことにより、年度内完成が難しいため、繰り越すものであります。

５項住宅費定住促進事業費の１，０００万円は、新型コロナウイルス感染症の影響による半導体不足等により、若者世帯向け共同住宅建設促進事業が令和４年度に及ぶため繰り越すものであります。

１０款教育費６項保健体育費体育施設等整備事業費の２，６７６万３，０００円は、体育文化センターが新型コロナウイルスワクチン接種会場となったことから、エレベーター更新工事を延期してきたため繰り越すものであります。

次に、第３表債務負担行為補正について御説明いたします。

このたびの補正は追加３件であります。

災害・経営安定対策資金利子補給について、燃油及び飼料、生産資材等の価格の高騰により、市内農業者の経営費が増加し、厳しい資金繰りが続いていることから、経営の安定化を図るため、山形県災害・経営安定対策資金の利子補給を５年間実施するもので、期間を令和３年度から令和８年度までとし、限度額を融資総額１，

０００万円の融資残高に対し、年０．８％以内の割合で計算した額とするものであります。

次の２件につきましては、老朽化した空調設備の改修など、施設のＺＥＢ化を行い、公共施設の脱炭素化を進めるもので、期間を令和３年度から令和５年度までとし、限度額を南小学校が６億円、体育文化センターが７億円と定めるものであります。

次に、第４表地方債補正について御説明いたします。次のページを御覧ください。

このたびは変更９件であり、いずれも限度額の変更であります。

施設整備事業は旧めんごりあの改修工事の財源更正により１，４２０万円を減額し、補正後の限度額を皆減とするものであります。

農業施設整備事業は権現堂地区農村地域防災減災事業費の減などにより６０万円を減額し、補正後の限度額を３，５３０万円とするものであります。道路橋梁整備事業は市単独道路整備事業、県道路整備事業負担金、社会資本整備総合交付金事業等の事業費確定などにより、５，４１０万円を減額し、補正後の限度額を３，４７０万円とするものであります。

公園整備事業は金生公園の整備事業費確定などにより、２２０万円を減額し、補正後の限度額を１，８９０万円とするものであります。

消防施設・設備整備事業は事業計画の変更等により、起債を行わないことにより３２０万円を減額し、補正後の限度額を５，０７０万円とするものであります。

中学校施設整備事業は、北中学校のプールろ過器等改修工事費の増などにより、８００万円を増額し、補正後の限度額を２，３１０万円とするものであります。

体育施設整備事業は、体育文化センターのエ

レベーター更新工事の財源更正により、2, 390万円を減額し、補正後の限度額を2, 460万円とするものであります。

公共施設除却事業は、蔵王坊平の車庫等解体工事の財源更正により1, 170万円を減額し、補正後の限度額を皆減とするものであります。

臨時財政対策債は1億3, 000万円を減額し、補正後の限度額を3億4, 000万円とするものであります。この結果、地方債全体では補正後の限度額を5億3, 320万円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

**○中川とみ子委員長** これより質疑に入ります。

質疑は、歳入、歳出を区分し、繰越明許費、債務負担行為及び地方債は歳入と併せて行います。

初めに、歳出からの質疑とし、2款総務費、3款民生費についての質疑、発言を許します。守岡等委員。

**○守岡 等委員** 21ページの保育所等管理運営費とその下の放課後児童対策事業費について、御質問します。今回国から保育士等処遇改善臨時特例事業の補助金が交付されまして、これを活用した事業だと思うんですけども、大体1人平均月額9, 000円程度の引上げになるというふうに聞いてますけれども、ただその基準が公定価格上の人員基準に応じた額だということで、実際基準以上の人員配置をすると、ちょっとそれよりも低い額になるというようなこともあるらしいんですけども、本市の状況はその辺どのようになっているか、お示してください。

**○中川とみ子委員長** 子ども子育て課長。

**○齋藤智子子ども子育て課長** 先ほど委員からの御質問があったとおり、今回の保育士等の処

遇改善の部分については、国の配置基準に応じた職員数を基礎にして基準額が定められているところでございます。それに対して、国の基準以上に例えば支援を要する児童がおる保育園等で、加えて職員を配置しているというところについては、国の基準の範囲内で、それらの加配をした職員の分についても分配を認めているというそういう制度でございますので、月額9, 000円程度のアップを目指すものではありませんけれども、配置している職員の数によっては、必ずしも全員が9, 000円の増額にならない施設も出てくるものと考えております。

**○中川とみ子委員長** 守岡等委員。

**○守岡 等委員** あと学童、放課後児童クラブとも関連してきますけれども、当面2月から補助金を実施されて、当面は国が10割負担して、その後10月以降は国と県と市で3分の1ずつ負担するというような制度のようですけれども、10月以降の本市の取扱いというのはどうなるか教えてください。

**○中川とみ子委員長** 子ども子育て課長。

**○齋藤智子子ども子育て課長** このたびの国の制度、補助の対象期間は令和4年2月から9月分ということで、8か月分でございます。ただ、この制度に取り組む場合に10月以降の給料改善、処遇改善も実施する見込みで実施するというものでございますので、10月以降も水準については維持するというところでございます。

そして、その財源につきましては10月以降、国の公定価格の見直しが行われる予定でございます。この公定価格の見直しで対応するという部分、公立園に対しては地方交付税が措置される予定とお聞きしております。

**○中川とみ子委員長** 守岡等委員。

**○守岡 等委員** 保育園のほうは先ほど説明あ

ったとおり、民間の保育園も一定補助出るということで、放課後児童クラブのほう、民間の児童クラブのほうはどういう対応になりますか。

○中川とみ子委員長 子ども子育て課長。

○齋藤智子子ども子育て課長 放課後児童クラブにつきましても、公立、民間がございますが、全ての園でこの制度に取り組むという予定でございまして。公立園の場合は、運営を民間委託しておりますけれども、給与を支払う事業者に対して補助金を交付する予定でございまして。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、4款衛生費、6款農林水産業費についての質疑、発言を許します。石山正明委員。

○石山正明委員 6款の農業総務費についてお伺いいたしますが、これは凍霜害に遭った農家への助成というような形だと思いますが、この凍霜害の被害について申請は何件あったのでしょうか。

○中川とみ子委員長 農林夢づくり課長。

○漆山 徹農林夢づくり課長 申請の件数、人数になりますけれども、215人申請がございました。

○中川とみ子委員長 石山正明委員。

○石山正明委員 215名ということでお伺いしましたが、そうすると当初の目標というか、予想した金額よりもかなり被害額が少なかったということで、1億円もの減額になったという理解でよろしいでしょうか。

○中川とみ子委員長 農林夢づくり課長。

○漆山 徹農林夢づくり課長 当初といいますか9月補正で予算のほう承認いただきましたけ

れども、その時点では、凍霜害に被害に遭った果樹を中心とした農家の方が、5割以上の被害を受けているという方に対する補助になりますが、かなりひどい状況だというまだ見えない状況もありまして、ほとんどの農家の方が該当するのではないかというような想定をしまして予算を計上させていただいたところですが、実際は5割以上の減収となった農家さんにつきましては、申請いただいた人数にとどまったというような結果でございまして。

○中川とみ子委員長 石山正明委員。

○石山正明委員 被害が少なくてよかったということでございますけれども、申込み方法については、JAの中での勉強、講習といえますか、勉強会をやったということで伺っておりますけれども、その内容について何か非常に複雑だというようなお話もお聞きしておりましたので、こういうものについてはできるだけ多くの方々に行き渡るといような形がよろしいのかと思いますので、講習会といえますかね、勉強会のほう伝達の方法についても、1か所に丸投げといえますか、お願いするという形ではなくて、様々な形でその農家の方に情報が行き渡るように、今後とももっとさらに詳しく取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。これ要望でございまして。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、7款商工費、8款土木費についての質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めま

す。

次に、9款消防費、10款教育費についての質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、12款公債費についての質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、歳出についての質疑を打ち切ります。

次に、歳入並びに繰越明許費、債務負担行為及び地方債についての質疑、発言を許します。  
枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 繰越明許費の中で定住促進事業費1,000万円がありますが、これは共同住宅を建設した事業者に対するお金というふうに理解をしているのか、転入してきた人に対して補助するというものか、どちらなのかなんですけれども、新年度予算でも4,000万円ほど計上されているわけですが、そのアパート建設、ですと、実績がどうなっているのかですね。それで、この1,000万円の繰越しは何なのかということをちょっとお知らせください。

○中川とみ子委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 この繰越額につきましては、アパートの建設に対する補助の部分でございます。先ほど提案の理由にもございましたとおり、コロナの影響で半導体不足等々の関係で、設備資材の不足によるものでございますが、現状で1件申請をいただいております。昨年の秋に手続を、申請をなされておりますけれども、先ほど申し上げた理由の中で、新年度令和4年度への繰越しということになりますけれども、

今の時点では山形市の不動産業者からの申請でございまして、弁天の一丁目のところへの建築ということを見込んでございます。1棟、部屋数が6つほど予定をしているというふうな状況でございます。

○中川とみ子委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 これは4年度も続けると、新しく、また枠を設けてやるということでいいんですね。新年度予算の話ですけれども、4,000万円というのは、そういう意味でしょうか。

○中川とみ子委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 おっしゃっているその4,000万円の部分につきましては、いわゆる持ち家住宅建設のほうの大きな部分でございまして、さらに今後の部分の共同住宅につきましても、同じ額を新年度で、令和4年度の中で今後の中で見込んでいるものでございます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第3号令和3年度上山市一般会計補正予算（第12号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第3号は原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

~~~~~

**議第4号 令和3年度上山市国民健康
保険特別会計補正予算
(第1号)**

○中川とみ子委員長 次に、議第4号令和3年度上山市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔鈴木直美健康推進課長 登壇〕

○鈴木直美健康推進課長 命によりまして、議第4号令和3年度上山市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

補正予算書の30ページをお開き願います。

令和3年度上山市の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億3,600万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算補正の説明でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、39ページ、40ページをお開き願います。

2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給

付費は1億9,145万円を追加し、補正後の額を22億4,236万1,000円とするものであります。一般被保険者の療養給付費の実績見込みにより増額するものであります。

2項1目一般被保険者高額療養費は、補正額1,461万4,000円を追加し、補正後の額を3億1,886万6,000円とするものであります。一般被保険者の高額療養費の実績見込みにより増額するものであります。

8款諸支出金1項3目国庫支出金等返還金に6,393万6,000円を追加し、補正後の額を6,403万6,000円とするものであります。前年度の県支出金の保険給付費等交付金等の精算により、超過額を返還するため増額するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。37ページ、38ページをお開き願います。

4款県支出金1項1目保険給付費等交付金に2億606万4,000円を追加し、補正後の額を26億2,013万8,000円とするものであります。普通交付金を増額するものであります。

6款繰入金2項1目基金繰入金から4,430万2,000円を減額し、補正後の額を3,371万3,000円とするものであります。決算見込みにより減額するものであります。

7款繰越金1項1目繰越金に1億823万8,000円を追加し、補正後の額を1億923万8,000円とするものであります。前年度繰越金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。質疑は、歳入歳出を一括して行います。質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第4号令和3年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、10分間、休憩いたします。

午後 2時10分 休 憩

午後 2時20分 開 議

○中川とみ子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第5号 令和3年度上山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○中川とみ子委員長 次に、議第5号令和3年度上山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔横戸利平上下水道課長 登壇〕

○横戸利平上下水道課長 命によりまして、議第5号令和3年度上山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上

げますので、補正予算書の41ページをお開き願います。

令和3年度上山市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,900万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」によるものであります。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」によるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算補正の説明であります。重複説明を避けるため事項別明細書で御説明申し上げますので、51ページ、52ページをお開き願います。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

1款農業集落排水事業費2項1目農業集落排水施設建設改良費は5,400万円を増額し、補正後の額を8,600万円とするものであります。県の補正予算を受け宮川2処理施設の設備更新工事を行うため、建設改良費を増額するものであります。なお、工事は令和4年度中の完了となりますことから、繰越明許費を設定しております。

次に、歳入について御説明申し上げますので、49ページ、50ページにお戻り願います。

2款県支出金1項1目農業集落排水事業費県

補助金は2, 700万円を増額し、補正後の額を4, 015万円とするものでありますが、県の補正予算の交付決定を受け、農山漁村地域整備交付金を増額するものであります。

6款市債1項1目農業集落排水事業債は2, 700万円を増額し、補正後の額を9, 480万円とするものでありますが、農業集落排水事業費の増額によるものであります。

次に、第2表繰越明許費について御説明申し上げますので、44ページをお開き願います。

1款農業集落排水事業費2項農業集落排水施設建設改良費8, 440万5, 000円ですが、令和3年度の宮川2処理施設設備更新工事について、新型コロナウイルス感染症の影響により、更新する機器の納期に遅延が生じたため、年度内完成が困難となりましたことから、繰越明許費を設定するものであります。

また、令和4年度に農業集落排水事業費県補助金を活用して実施予定でありました設備工事について、このたび令和3年度の県補正予算の対象事業となりましたが、年度内完成が困難でありますことから、繰越明許費を設定するものであります。

第3表地方債補正の変更について御説明申し上げます。

起債の目的は農業集落排水事業であり、補正前の限度額6, 780万円に2, 700万円を増額し、補正後の限度額を9, 480万円とするものであります。これは、農業集落排水事業費の増額に伴う変更であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願い申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。
質疑は、歳入歳出、繰越明許費及び地方債を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。
採決いたします。

議第5号令和3年度上山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。
よって、議第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
**議第6号 令和3年度上山市介護保険特別会計補正予算（第2号）**

**○中川とみ子委員長** 次に、議第6号令和3年度上山市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔鈴木直美健康推進課長 登壇〕

**○鈴木直美健康推進課長** 命によりまして、議第6号令和3年度上山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。  
補正予算書の53ページをお開き願います。  
令和3年度上山市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億8,900万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算補正の説明でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、64ページ、65ページをお開き願います。

1款総務費1項1目一般管理費に30万円を追加し、補正後の額を5,106万7,000円とするものであります。職員手当等について、実績見込みにより増額するものであります。

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費から5,000万円を減額し、補正後の額を12億7,366万2,000円とするものであります。通所介護、訪問介護等の給付費の実績見込みにより減額するものであります。

3目地域密着型介護サービス給付費から8,100万円を減額し、補正後の額を7億3,565万4,000円とするものであります。認知症対応型通所介護等の給付費の実績見込みにより減額するものであります。

5目施設介護サービス給付費から9,400万円を減額し、補正後の額を11億7,790万6,000円とするものであります。介護老人保健施設サービスなどの給付費の実績見込みにより減額するものであります。

7目居宅介護福祉用具購入費、8目居宅介護住宅改修費、9目居宅介護サービス計画給付費

は、補正額ゼロ円であります。調整交付金の実績見込みに基づき財源更正を行うものであります。

2項1目介護予防サービス給付費から1,800万円を減額し、補正後の額を6,206万円とするものであります。介護予防通所リハビリテーション等の給付費の実績見込みにより減額するものであります。

3目地域密着型介護予防サービス給付費から300万円を減額し、補正後の額を1,218万6,000円とするものであります。介護予防小規模多機能型居宅介護等の給付費の実績見込みにより減額するものであります。

5目介護予防福祉用具購入費は、補正額ゼロ円であります。調整交付金の実績見込みに基づき財源更正を行うものであります。

6目介護予防住宅改修費から600万円を減額し、補正後の額を593万4,000円とするものであります。実績見込みにより減額するものであります。

次のページをお開き願います。

7目介護予防サービス計画給付費3項1目審査支払手数料、4項1目高額介護サービス費、2目高額介護予防サービス費、5項1目高額医療合算介護サービス費、2目高額医療合算介護予防サービス費は補正額ゼロ円であります。調整交付金の実績見込みに基づき財源更正を行うものであります。

6項1目市町村特別給付費は補正額ゼロ円あります。保険者機能強化推進交付金が措置されたことに伴い、財源更正を行うものであります。

次のページをお開き願います。

7項1目特定入所者介護サービス費から3,500万円を減額し、補正後の額を1億4,7

36万6,000円とするものでありますが、サービス費の実績見込みにより減額するものがあります。

3目特定入所者介護予防サービス費は補正額ゼロ円ですが、調整交付金の実績見込みに基づき財源更正を行うものであります。

3款基金積立金1項1目介護給付費準備基金積立金に6,370万円を追加し、補正後の額を6,420万円とするものでありますが、決算見込みにより介護給付費準備基金積立金を積み立てるため増額するものであります。

4款地域支援事業費1項1目介護予防生活支援サービス事業費（1号訪問・通所・生活支援）は補正額ゼロ円ですが、介護保険保険者努力支援交付金が措置されたことに伴い、財源更正を行うものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

60ページ、61ページをお開き願います。

3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金から5,201万円を減額し、補正後の額を6億6,881万8,000円とするものでありますが、保険給付費の実績見込額に国の負担割合を乗じた額を減額するものであります。

2項1目調整交付金から1,391万8,000円を減額し、補正後の額を2億6,141万1,000円とするものでありますが、保険給付費の実績額等に国の負担割合を乗じた額を減額するものであります。

4目介護保険事業費補助金に7万7,000円を追加し、補正後の額を106万7,000円とするものでありますが、介護保険システム改修に対する補助金の額の確定によるものであります。

5目保険者機能強化推進交付金は500万1,000円の皆増であります、自立支援重度化

防止の取組に対する交付金を措置するものであります。

6目介護保険保険者努力支援交付金は605万3,000円の皆増であります、介護予防、健康づくり等の取組に対する交付金を措置するものであります。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金から8,808万1,000円を減額し、補正後の額を9億8,926万6,000円とするものでありますが、保険給付費の実績見込額に2号被保険者の負担割合を乗じた額を減額するものであります。

5款県支出金1項1目介護給付費負担金から4,303万円を減額し、補正後の額を5億3,295万6,000円とするものでありますが、保険給付費の実績見込額に県の負担割合を乗じた額を減額するものであります。

7款繰入金1項1目介護給付費繰入金から3,735万9,000円を減額し、補正後の額を4億6,271万8,000円とするものでありますが、保険給付費の実績見込額に市の負担割合を乗じた額を減額するものであります。

4目低所得者保険料軽減繰入金に244万5,000円を追加し、補正後の額を4,013万1,000円とするものでありますが、第1号被保険者負担軽減額の実績見込額に、市の負担割合を乗じた額を増額するものであります。

2項1目介護給付費準備基金繰入金は6,519万6,000円の皆減であります、歳入歳出の決算見込額により減額するものであります。

8款繰越金1項1目繰越金に6,184万2,000円を追加し、補正後の額を1億2,985万2,000円とするものでありますが、前年度繰越金を増額するものであります。

次のページをお開き願います。

9 款諸収入 3 項 1 目第三者納付金に 5 1 万 2, 0 0 0 円を追加し、補正後の額を 5 2 万 2, 0 0 0 円とするものでありますが、実績見込みにより増額するものであります。

2 目雑入に 6 6 万 4, 0 0 0 円を追加し、補正後の額を 6 7 万 4, 0 0 0 円とするものでありますが、高額介護サービス費返還金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願い申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。  
質疑は、歳入歳出を一括して行います。

質疑、発言を許します。枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 後期高齢者医療においてはコロナ禍ということがあって、受診を控える、受診控えというのがありました。結果、その分何ていうか会計が浮いたわけであります。今回そういう現象がこの介護保険でも見られたのかどうか、結構大きな減額が続いているわけですが、本当に介護サービスが必要なのに、これはデイサービスに行くとコロナになるかもしれないというようなことで、必要な人に介護サービスが届いていないという現象があるのかどうか伺います。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 今回の補正における減額項目でございますが、令和 2 年度の決算と比較すると、全て増加しております。結果として 8 期計画の計画の伸びに比較すると、伸びはそんなに大きくなかったという結果でございますが、その中で一部で新型コロナウイルス感染症の影響がなかったとは言えないと認識をしております。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第 6 号令和 3 年度上山市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第 6 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
議第 7 号 令和 3 年度上山市産業団地整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

○中川とみ子委員長 次に、議第 7 号令和 3 年度上山市産業団地整備事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。商工課長。

〔木村昌光商工課長 登壇〕

○木村昌光商工課長 命によりまして、議第 7 号令和 3 年度上山市産業団地整備事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げますので、補正予算書の 7 0 ページをお開き願います。

令和 3 年度上山市の産業団地整備事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,260万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,400万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算補正の説明であります。重複説明を避けるため、事項別明細書で御説明申し上げます。

最初に歳出から申し上げますので、79ページ、80ページをお開き願います。

2款公債費1項1目元金は1億3,260万円を増額し、補正後の額を7億1,850万円とするものであります。産業団地分譲収入が当初予算額を上回る見込みであるため、市債繰上償還元金を増額するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、前に戻りまして、77ページ、78ページをお開き願います。

1款財産収入1項財産売却収入1目不動産売却収入は1億3,516万3,000円を増額し、補正後の額を7億2,106万4,000円とするものであります。当初見込みの売却収入を上回る実績であることから、増額するものであります。

2款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は256万3,000円を減額し、補正後の額を293万6,000円とするものであります。繰上償還の実施による市債利子の軽減等により不用となる額を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願い申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第7号令和3年度上山市産業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

散 会

○中川とみ子委員長 以上で当委員会に付託されました議案のうち、令和3年度の補正予算5件についての審査が終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員長報告の取りまとめは、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告の取りまとめは、正副委員長に一任することに決しました。

本日はこれにて予算特別委員会を散会いたし

ます。

次の予算特別委員会は、7日に開会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時45分 散 会